

令和7年度野洲市における障がい者就労施設等からの物品等の調達方針

令和7年6月2日策定

1. 趣旨

本市では、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定に基づき、毎年度、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を策定する。

2. 用語の定義

この調達方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

3. 適用範囲

この調達方針は、野洲市会計規則（平成16年規則第50号）第2条第4号に規定する主務課長の物品等の調達に適用する。

4. 調達の対象となる障がい者就労施設等

本市において調達の対象となる障がい者就労施設等は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の規定に基づく市内に所在する次の事業所等のうち、物品等の調達が可能な施設等とする。

- (1) 就労移行支援事業所
- (2) 就労継続支援事業所
- (3) 生活介護事業所

5. 調達の対象品目

本市において重点的に調達を推進すべき物品等については、次のとおりとする。

(1) 役務提供

- ・軽作業（郵送物の封入、ラベル貼り等）
- ・清掃・除草作業
- ・リサイクル作業

(2) 物品等の購入

- ・印刷物関連（名刺、チラシ、カレンダー等）
- ・食品類（菓子、野菜、弁当、パン、コーヒー等）

6. 障がい者就労施設等が供給する物品等の調達目標

令和7年度に本市が達成すべき優先調達の目標を、次のとおり定める。

優先調達の目標額 559 万円以上

<個別目標>

	種別	調達目標額
役務提供	印刷物関連	4 万円
	清掃・除草作業	555万円

7. 調達の推進方法

- (1) 本市では、障がい者就労施設等から提供可能な物品等及び主務課長が希望する役務提供及び物品等の購入についての情報を収集し、これらの情報をもとに、主務課長に対し障がい者就労施設等への優先調達を依頼する。
- (2) 障がい者就労施設等への優先調達にあたっては、発注可能な物品等について主務課長において十分に検討する。

8. 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 本市における障がい者就労施設等からの物品等の調達方針を作成したときは、ホームページ等により速やかに公表する。
- (2) 調達実績については、翌年度の5月末までに概要を取りまとめ、ホームページ等により速やかに公表する。